

高山市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する

令和 8 年 4 月 1 日

高山市長 田 中 明

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社十六カード
岐阜県岐阜市神田町 7 丁目 1 2 番地
- 2 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
資源リサイクルセンターへ自己搬入した際の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日